

令和 2 年 6 月 1 9 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 范



地方創生臨時交付金の活用について（看護師等養成所への支援）

新型コロナウイルス感染症の影響により、医師会立看護師等養成所においても、対応に苦慮されていることと存じます。

本会では、文部科学大臣及び厚生労働大臣に、別添の通り、看護師等学校養成所に対する遠隔授業の環境整備に関する補助及び学生支援緊急給付金の支給対象の拡大を要望したところでは、

一方で、現状では、内閣府「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用をお願いいたします。同交付金活用事例集（下記参照）の「103. 遠隔・オンライン学習の環境整備、GIGAスクール構想への支援事業」や「107. 家計急変学生等支援事業」が類似事業として参考となります。

同交付金の活用には、都道府県または市町村が策定する実施計画に盛り込む必要があります（地方単独事業は所要経費の10/10補助）。第一次の計画提出は5月末で終了していますが、内閣府の第二次補正予算において2兆円の拡充がなされております。

都道府県医師会及び郡市区医師会におかれましては、行政への要望・協議につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

<参照>

内閣府地方創生推進事務局「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

(活用事例集)

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/pdf/jireisyu\\_ver1-2-1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/pdf/jireisyu_ver1-2-1.pdf)

令和2年6月15日

文部科学大臣

萩生田光一 殿

公益社団法人日本医師会

会長 横倉 義武

### 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う

### 看護師等学校養成所及び准看護学生への支援に関する要望書

新型コロナウイルスの感染拡大・長期化により、看護師等学校養成所においても休講や実習中止等を余儀なくされています。今後の感染第2波に備えるためにも、早急な遠隔授業の環境構築や学生への支援が必要であります。地域医療を支える人材養成の重要性に鑑み、以下についてご支援いただきますよう要望いたします。

#### 記

#### 1. 遠隔授業の環境整備に関する補助対象の拡大

令和2年度文部科学省補正予算及び第二次補正予算において、「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学習機会の確保」として、遠隔授業を行うための機材整備等の補助事業が創設されましたが、専修学校については、学校法人または準学校法人立に限定されています。

各地域医師会や医療機関では、医療人材の確保という社会的要請に応えるべく、助産師・看護師・准看護師学校養成所を運営していますが、学校法人立ではないため、同事業の補助を受けることができません。

医療人材の不足が問題となる中、看護職を志す学生の支援は、必ず地域社会への貢献につながるものであります。設置法人の差によって、学生の学習に差が生じることのないよう、社団法人・医療機関立の看護師等学校養成所に対しても同様の補助を要望いたします。

## **2. 学生支援緊急給付金の支給対象の拡大**

新型コロナウイルス感染症の影響により進学・修学をあきらめることのないよう「学生支援緊急給付金」が創設されましたが、専修学校については専門課程に通う学生に限定されています。准看護師学校養成所（高等課程）に通う学生も対象としていただくよう要望いたします。

令和2年6月16日

厚生労働大臣

加藤 勝 信 殿

公益社団法人日本医師会

会長 横 倉 義 武

## 医療を支える人材の養成・確保に関する要望書

### 1. 看護師等学校養成所への遠隔授業の環境整備に関する補助

新型コロナウイルスの感染拡大・長期化により、看護師等学校養成所においても休講や実習中止等を余儀なくされています。そのような中で、文部科学省では、令和2年度補正予算及び第二次補正予算で、「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学習機会の確保」として、遠隔授業を行うための機材整備等の補助事業が創設されました。しかしながら、対象となる専修学校は、学校法人または準学校法人立に限定されています。

各地域医師会や医療機関では、医療人材の確保という社会的要請に応えるべく、助産師・看護師・准看護師学校養成所を運営していますが、学校法人立ではないため、同事業の補助を受けることができません。

今後の感染第2波に備えるためにも、早急な遠隔授業の環境構築や学生への支援が必要であり、設置法人の差によって学生の学習に差が生じることのないよう、厚生労働省として、社団法人や医療機関立の看護師等学校養成所に対する同様の補助を実施していただくよう要望いたします。

## 2. 学生支援緊急給付金の支給対象の拡大

新型コロナウイルス感染症の影響により進学・修学をあきらめることのないよう「学生支援緊急給付金」が創設されましたが、専修学校については専門課程に通う学生に限定されています。准看護師学校養成所（高等課程）に通う学生も対象としていただきたく、厚生労働省からもご支援をお願いいたします。

## 3. 労災保険の上乗せ補償

感染経路が不明な新型コロナウイルス感染患者が発生している状況においても通常の診療体制を確保するため、医師、看護職員、介護従事者等の補償が必要と考えます。業務従事中に新型コロナウイルスに感染した場合に、労災保険では給付されない収入を補償する制度（保険）に関して、費用の補助を要望いたします。

## 4. 医療関連サービス事業者への支援

医療関連サービス事業者も、医療従事者と同様に国民医療のために不断の努力を続けています。医療関連サービス事業の従事者が、安全に業務を提供できるよう、個人防護具や消毒液等の配備や補償等の支援を要望いたします。

### 103.遠隔・オンライン学習の環境整備、GIGAスクール構想への支援事業

学校の臨時休業等の期間中も切れ目ない学習環境を提供するため、支援の必要な家庭等に対する通信費などのオンライン学習のための費用や高等学校・大学等の端末・モバイルルーターの整備、EdTechツールの導入に係る費用、障がいのある児童生徒のための入出力支援装置の整備の助成など、GIGAスクール構想関連事業等との連携による児童生徒・学生や教員が学校・自宅で使うICT環境の整備・運用経費等のうち、他の支援施策の対象とならない又は超える部分に充当。



緊急時  
対応段階

継続・回復  
段階

■個人 □事業・団体 □施設・地域  
子ども・学生・子育て

収束後

【目的】 学習機会を確保したい

【主な関連】 文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課

### 104.特別支援学校等の臨時休校に伴う緊急支援事業

他の支援施策の対象とならない又は超える部分について、特別支援学校等の臨時休校に伴い負担が増大している家庭等に対するデイサービス利用料を支援し、また、放課後児童クラブの運営時間延長や臨時職員の雇用に要する経費に充当。



緊急時  
対応段階

継続・回復  
段階

■個人 □事業・団体 □施設・地域  
介護の必要な方・障がいのある方、子ども・学生・子育て

収束後

【目的】 臨時休校等に伴う子育て環境の整備を図りたい

【主な関連】 内閣府地方創生推進室

107. 0£ ô š Ū#Ō'¼ - | |



)m ô i P Ā •7u )E)FG% G Y •7u

ETŦÇ EU! Ha K/ EU 0¿Ha ... æ ÊFùG G% Ū#ŌG% Ê\*ñFöF, ¥ \ Ç

FÆ\$\*FÇŪ\*f μ G"& -FçFiFÔ

FÆFú6ö4 FÇe4Š&É Ū%,9x'¼ M\*ñ • ± Ū ú+Æ1"